

令和8年度 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報公開

設置者名	根室北部廃棄物処理広域連合
施設名称	根室北部広域ごみ処理施設
設置場所	野付郡別海町別海13番地の5
施設の種類	焼却施設
施設規模	62t/日(31t/24h×2)

(1) 一般廃棄物の搬入数量

(単位: t)

構成町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
別海町	219.70	208.26											427.96
中標津町	538.98	520.27											1059.25
標津町	91.97	88.22											180.19
羅臼町	60.16	66.63											126.79
合計	910.81	883.38											1794.19

(2) ごみ焼却量・燃焼ガス温度及び排ガス測定結果

月	区分	ごみ焼却量(t)	燃焼室の燃焼ガス平均温度(℃)	集じん器入口の燃焼ガス平均温度(℃)	排ガス中の一酸化炭素平均濃度(ppm)
	自己規準値(管理値)	—	>850℃	150-200	30ppm以下
	基準値(法規制値)	—	800℃以上	200℃以下	100ppm以下
	測定位置	—	二次燃焼室出口	集じん器入口	煙突入口
4月	1系	892.45	1007	180	11.7
	2系	-	-	-	-
	合計(平均)	892.45	1007	180	11.7
5月	1系	316.41	889	180	11.8
	2系	570.01	943	180	13.9
	合計(平均)	886.42	916	180	12.9
6月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
7月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
8月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
9月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
10月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
11月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
12月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
1月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
2月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
3月	1系				
	2系				
	合計(平均)				
合計(平均)	1系	1208.86	948	180	11.8
	2系	570.01	943	180	13.9
	合計(平均)	1778.87	946	180	12.8

※ 燃焼ガス等の基準値は、廃棄物処理法施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)による。

※ 測定値は、対象期間内の連続測定における平均値を示す。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

項目	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備にたい積したばいじん	1系	-	-										
	2系	16~20日	-										
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1系	-	-										
	2系	-	-										

※ 集じん器(バグフィルタ)のばいじんは、通常運転時に自動で排出されるため記載していません。

(4) 排ガス中のばい煙濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

【1系】

回	採取年月日	測定年月日	ばいじん濃度 (g/m ³ N)	塩化水素 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)
1						
2						
平均値						
自己基準値			0.02	100	150	100
基準値(法規制値)			0.15	430	250	8,300
採取位置			煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口

【2系】

回	採取年月日	測定年月日	ばいじん濃度 (g/m ³ N)	塩化水素 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)
1						
2						
平均値						
自己基準値			0.02(g/m ³ N)	100(ppm)	150(ppm)	100(ppm)
基準値(法規制値)			0.15(g/m ³ N)	430(ppm)	250(ppm)	8,300(ppm)
採取位置			煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口

※ 測定年月日は、分析機関による計量証明書の発行日を示す。

(5) 排ガス中の水銀濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

区分	採取年月日	測定年月日	ガス状水銀 (μg/m ³ h)	粒子状水銀 (μg/m ³ h)	全水銀(ガス状と粒子状の和) (μg/m ³ h)
1系					
2系					
自己基準値			50 μg/Nm ³ 以下(全水銀)		
基準値(法規制値)			50 μg/Nm ³ 以下(全水銀)		
採取位置			煙突測定口		

※ 測定年月日は、分析機関による計量証明書の発行日を示す。

(6) 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果(酸素濃度12%換算値)

区分	採取年月日	測定年月日	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)
1系			
2系			
自己基準値			0.1(ng-TEQ/m ³ N)
基準値(法規制値)			5(ng-TEQ/m ³ N)
採取位置			煙突測定口

※ 基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による。

※ 測定年月日は、分析機関による計量証明書の発行日を示す。

維持管理に関する記録及び閲覧方法	維持管理記録を根室北部廃棄物処理広域連合に据え置く。 求めがあった場合は閲覧に応じる。 閲覧日:土曜日曜祝祭日又は、当連合の休日を除く日 閲覧時間:9:00~16:00
------------------	---